

議案第81号

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部改正について

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市附属機関に勝山市立中学校再編検討委員会を加えたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

勝山市附属機関の設置に関する条例(平成 25 年勝山市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|-------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|-------|-------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|-------|
| 別表(第 2 条・第 3 条関係) | | | | 別表(第 2 条・第 3 条関係) | | | |
| 執行機関 | 附属機関 | 任務 | 委員の定数 | 執行機関 | 附属機関 | 任務 | 委員の定数 |
| 市長 | プロポーザル審査会(当該審査会が勝山市職員のみで組織されている場合を除く。) | 勝山市が実施するプロポーザルにおいて、業者の企画提案等について審査すること。 | 15人以内 | 市長 | プロポーザル審査会(当該審査会が勝山市職員のみで組織されている場合を除く。) | 勝山市が実施するプロポーザルにおいて、業者の企画提案等について審査すること。 | 15人以内 |
| | わがまち助成事業審査会 | 勝山市が定めるわがまち助成事業に関する補助金の交付の適否について審査すること。 | 40人以内 | | わがまち助成事業審査会 | 勝山市が定めるわがまち助成事業に関する補助金の交付の適否について審査すること。 | 40人以内 |
| | 勝山市民生委員推薦会 | 福井県知事に民生委員として適当な者を推薦すること。 | 14人以内 | | 勝山市民生委員推薦会 | 福井県知事に民生委員として適当な者を推薦すること。 | 14人以内 |

| | | |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| | | 内 |
| 勝山市立保育園の 民営化等に関する 審議会 | 勝山市立保育園の民営化等の運営に 関すること。 | 8 人 以 内 |
| 勝山市子ども・子 育て支援審議会 | 勝山市が定める子ども・子育て支援 事業計画及び関連計画等に関する審 議、評価及び見直し等を行うこと。 | 20 人 以 内 |
| 勝山市地域保健医 療推進審議会 | 勝山市が行う住民の健康づくりのた めの方策や地域医療の推進につい て、体系的かつ総合的に審議企画す ること。 | 15 人 以 内 |
| 勝山市予防接種事 故調査会 | 勝山市が実施した予防接種に関連し て発生した事故について、その原因 及び責任の所在を明らかにするとと もに、災害補償並びに諸措置の内容 について審議し、適切な事故処理を 図ること。 | 5 人 |
| 勝山市老人ホーム 入所判定員会 | 福祉事務所長から協議のあった老人 ホームへの入所措置の要否及び入所 継続の要否について判定し、その結 果を福祉事務所長に報告すること。 | 10 人 以 内 |
| 勝山市インキュベ ート施設入居者審 査会 | 勝山市のインキュベート施設への入 居者の資格の適否について審査す ること。 | 4 人 |
| 勝山市ものづくり 技術・研究開発支 援事業審査会 | 勝山市が定めるものづくり技術・研 究開発支援事業補助金の交付の適否 について審査すること。 | 5 人 以 内 |

| | | |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| | | 内 |
| 勝山市立保育園の 民営化等に関する 審議会 | 勝山市立保育園の民営化等の運営に 関すること。 | 8 人 以 内 |
| 勝山市子ども・子 育て支援審議会 | 勝山市が定める子ども・子育て支援 事業計画及び関連計画等に関する審 議、評価及び見直し等を行うこと。 | 20 人 以 内 |
| 勝山市地域保健医 療推進審議会 | 勝山市が行う住民の健康づくりのた めの方策や地域医療の推進につい て、体系的かつ総合的に審議企画す ること。 | 15 人 以 内 |
| 勝山市予防接種事 故調査会 | 勝山市が実施した予防接種に関連し て発生した事故について、その原因 及び責任の所在を明らかにするとと もに、災害補償並びに諸措置の内容 について審議し、適切な事故処理を 図ること。 | 5 人 |
| 勝山市老人ホーム 入所判定員会 | 福祉事務所長から協議のあった老人 ホームへの入所措置の要否及び入所 継続の要否について判定し、その結 果を福祉事務所長に報告すること。 | 10 人 以 内 |
| 勝山市インキュベ ート施設入居者審 査会 | 勝山市のインキュベート施設への入 居者の資格の適否について審査す ること。 | 4 人 |
| 勝山市ものづくり 技術・研究開発支 援事業審査会 | 勝山市が定めるものづくり技術・研 究開発支援事業補助金の交付の適否 について審査すること。 | 5 人 以 内 |

| | | | | | | | |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| | | | 内 | | | | 内 |
| | 勝山市景観審査会 | (1) 景観形成地区の行為の事前届出に対し指導助言を行うこと。 (2) 勝山市が定める歴史的まちなみ景観創出事業補助金の交付の適否について審査すること。 | 6人以内 | | 勝山市景観審査会 | (1) 景観形成地区の行為の事前届出に対し指導助言を行うこと。 (2) 勝山市が定める歴史的まちなみ景観創出事業補助金の交付の適否について審査すること。 | 6人以内 |
| | 勝山市上下水道料金制度審議会 | 勝山市における水道料金及び下水道使用料(農業集落排水処理施設使用料を含む。)等料金制度に関して、必要な事項を審議すること。 | 14人以内 | | 勝山市上下水道料金制度審議会 | 勝山市における水道料金及び下水道使用料(農業集落排水処理施設使用料を含む。)等料金制度に関して、必要な事項を審議すること。 | 14人以内 |
| | かつやま逸品開発・販路開拓事業審査会 | 勝山市が定めるかつやま逸品開発・販路開拓事業補助金の交付の適否について審査すること。 | | | かつやま逸品開発・販路開拓事業審査会 | 勝山市が定めるかつやま逸品開発・販路開拓事業補助金の交付の適否について審査すること。 | |
| | 勝山市集落鳥獣被害対策モデル事業支援委員会 | (1) 勝山市が定める集落鳥獣被害対策モデル事業の交付の適否について審査すること。 (2) 集落鳥獣被害対策モデル事業に対する技術的及び行政的な支援を行うこと。 | 5人 | | 勝山市集落鳥獣被害対策モデル事業支援委員会 | (1) 勝山市が定める集落鳥獣被害対策モデル事業の交付の適否について審査すること。 (2) 集落鳥獣被害対策モデル事業に対する技術的及び行政的な支援を行うこと。 | 5人 |
| | 勝山市行政不服審査会 | 勝山市に対する審査請求について、必要な審査を行うこと。 | 3人 | | 勝山市行政不服審査会 | 勝山市に対する審査請求について、必要な審査を行うこと。 | 3人 |
| 教育委員会 | プロポーザル審査会(当該審査会が勝山市職員のみで組織されている場合を除く。) | 勝山市が実施するプロポーザルにおいて、業者の企画提案等について審査すること。 | 15人以内 | 教育委員会 | プロポーザル審査会(当該審査会が勝山市職員のみで組織されている場合を除く。) | 勝山市が実施するプロポーザルにおいて、業者の企画提案等について審査すること。 | 15人以内 |

| | | | | | |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 勝山市教育委員会表彰審査会 | 教育委員会表彰の候補者を選考し、教育委員会に推薦すること。 | 5人 | 勝山市教育委員会表彰審査会 | 教育委員会表彰の候補者を選考し、教育委員会に推薦すること。 | 5人 |
| 勝山市就学支援委員会 | (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学猶予及び免除の適否の判別を行うこと。 (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の総合的検査及び調査並びにその就学支援を行うこと。 (3) 特別支援教育に対する啓発を行うこと。 | 18人 | 勝山市就学支援委員会 | (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学猶予及び免除の適否の判別を行うこと。 (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の総合的検査及び調査並びにその就学支援を行うこと。 (3) 特別支援教育に対する啓発を行うこと。 | 18人 |
| 勝山市史編さん審議会 | 勝山市史の編さん及び刊行を行うため、必要な調査研究及び審議を行うこと。 | 10人以内 | 勝山市史編さん審議会 | 勝山市史の編さん及び刊行を行うため、必要な調査研究及び審議を行うこと。 | 10人以内 |
| 勝山市立幼稚園のあり方検討委員会 | 幼稚園の設置・運営のあり方に関し、意見を提言する。 | 10人以内 | 勝山市立幼稚園のあり方検討委員会 | 幼稚園の設置・運営のあり方に関し、意見を提言する。 | 10人以内 |
| | | | 勝山市立中学校再編検討委員会 | 勝山市立中学校の再編について、教育委員会の諮問に応じて検討し、その結果を答申すること。 | 20人以内 |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。